

3級FP技能検定 2026年度改正点一覧（過去に出題または出題可能性がある部分は赤字で表記しています）

		2025年度	2026年度												
ライフ  年金額は 新規裁定	フラット35（機構買取型） 融資金額 対象住宅の床面積（一戸建て）	最高8,000万円 70㎡以上	最高 <b>1億2,000万円</b> 50㎡以上												
	健康保険の被扶養者の要件	年収130万円未満	年収130万円未満（60歳以上または障害者は180万円未満、配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円未満）												
	国民年金保険料	17,510円	17,920円												
	老齢基礎年金満額 障害（遺族）基礎年金基本額	831,700円	<b>847,300円</b>												
	遺族基礎年金 子の加算 2人目まで 3人目以降	239,300円 79,800円	<b>243,800円</b> <b>81,300円</b>												
	在職老齢年金 支給停止調整額	51万円	<b>65万円</b>												
	年金分割制度の請求権の時効	2年	5年												
タックス	給与所得控除	最低65万円	<b>最低74万円</b> 〈給与所得控除額〉 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,200,000円まで</td> <td><b>740,000円</b></td> </tr> <tr> <td>2,200,001円以上3,600,000円まで</td> <td>収入×30%+80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,001円以上6,600,000円まで</td> <td>収入×20%+440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,001円以上8,500,000円まで</td> <td>収入×10%+1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,001円以上</td> <td>1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table>	給与等の収入金額	給与所得控除額	2,200,000円まで	<b>740,000円</b>	2,200,001円以上3,600,000円まで	収入×30%+80,000円	3,600,001円以上6,600,000円まで	収入×20%+440,000円	6,600,001円以上8,500,000円まで	収入×10%+1,100,000円	8,500,001円以上	1,950,000円
	給与等の収入金額	給与所得控除額													
	2,200,000円まで	<b>740,000円</b>													
	2,200,001円以上3,600,000円まで	収入×30%+80,000円													
	3,600,001円以上6,600,000円まで	収入×20%+440,000円													
6,600,001円以上8,500,000円まで	収入×10%+1,100,000円														
8,500,001円以上	1,950,000円														
配偶者控除 配偶者の合計所得要件	58万円以下	<b>62万円以下</b>													
配偶者特別控除 配偶者の合計所得要件	58万円超 133万円以下	<b>62万円超</b> 133万円以下													
扶養控除 扶養親族の合計所得要件	58万円以下	<b>62万円以下</b>													



PU26106

		2025 年度	2026 年度																
タックス	基礎控除	最高 95 万円	<b>最高 104 万円</b> 〈基礎控除の額〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>489 万円以下</td> <td>104 万円</td> </tr> <tr> <td>489 万円超 655 万円以下</td> <td>67 万円</td> </tr> <tr> <td>655 万円超 2,350 万円以下</td> <td>62 万円</td> </tr> <tr> <td>2,350 万円超 2,400 万円以下</td> <td>48 万円</td> </tr> <tr> <td>2,400 万円超 2,450 万円以下</td> <td>32 万円</td> </tr> <tr> <td>2,450 万円超 2,500 万円以下</td> <td>16 万円</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	489 万円以下	104 万円	489 万円超 655 万円以下	67 万円	655 万円超 2,350 万円以下	62 万円	2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円	2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円		
	合計所得金額	控除額																	
489 万円以下	104 万円																		
489 万円超 655 万円以下	67 万円																		
655 万円超 2,350 万円以下	62 万円																		
2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円																		
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円																		
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円																		
	住宅ローン控除 床面積要件の緩和 合計所得要件 控除額	50 m <sup>2</sup> 以上 2,000 万円以下	<b>40 m<sup>2</sup>以降</b> （中古住宅も 40 m <sup>2</sup> 以上） <b>2,000 万円以下</b> （40 m <sup>2</sup> 以上 50 m <sup>2</sup> 未満は 1,000 万円以下） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">控除額（2026・2027 年入居）</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長期優良住宅・低炭素住宅</td> <td>新築</td> <td><b>4,500 万円</b></td> <td rowspan="2">13 年</td> </tr> <tr> <td>既存</td> <td>3,500 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他住宅</td> <td>新築</td> <td>—</td> <td rowspan="2">10 年</td> </tr> <tr> <td>既存</td> <td><b>2,000 万円</b></td> </tr> </tbody> </table>		控除額（2026・2027 年入居）		期間	長期優良住宅・低炭素住宅	新築	<b>4,500 万円</b>	13 年	既存	3,500 万円	その他住宅	新築	—	10 年	既存	<b>2,000 万円</b>
	控除額（2026・2027 年入居）		期間																
長期優良住宅・低炭素住宅	新築	<b>4,500 万円</b>	13 年																
	既存	3,500 万円																	
その他住宅	新築	—	10 年																
	既存	<b>2,000 万円</b>																	
不動産	区分所有法 決議に必要な区分所有者と議決権 の割合		<b>集会に出席した</b> 区分所有者および議決権に対する割合で決議可能 小規模な一部滅失の復旧、管理者の専任および解任 → <b>過半数</b> 建替え、一棟リノベーション → <b>5分の4</b> ※建替えの場合、客観的な緩和事由がある場合は、 <b>4分の3</b> 以上で決議可能																
相続	教育資金の一括贈与に係る贈与税 の非課税措置		※2026 年 3 月 31 日までで新規の申込みは終了。ただし、2026 年 3 月 31 日 までに設定した口座は、引き続き非課税の適用が受けられる。																